

中分類 22—木材，木製品製造業（家具を除く）

総 説

この中分類には、主として製材および単板（ベニヤ板）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所ならびにこれらの木材または竹およびとう（籐）などを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、家具、建具を製造する事業所は中分類23—家具，装備品製造業に、コルク製品、木製の楽器、がん具、運動具、ほうき、くま手などを製造する事業所は中分類39—その他の製造業に分類される。また、建設工事現場で建設工事の一部としておこなう木製品の製造、木材による修繕、改築などをおこなう事業所は大分類E—建設業に、また、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は大分類G—卸売業，小売業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

221 製材，木製品製造業

2211 一般製材業

主として丸太（そま角，大割材などを含む）を原料として製材機械によって板，角材などを製造する事業所をいう。

購入した材料から木箱，包装木箱などを製造する事業所は小分類223〔2233〕に、木製サツシおよび窓，戸のわく，その他の造作材を製造する事業所は小分類222〔2221〕に分類される。土木建築の一部として工事現場でおこなう製材は本分類に含まれない。

○製材業；製板業；ひき材（挽材）業；仕組板製材業；木材小割業（薪製造でないもの）；唐木製材業；床柱製材業；まくら木製造業；支柱製造業；腕木製造業；賃びき業

×木箱製造業〔2233〕；木製サツシ製造業〔2221〕；くい（杭）丸太製造業〔0631〕；床板製造業〔2217〕；家庭向け賃びき業〔7899〕

2212 単板（ベニヤ板）製造業

主として販売用単板（ベニヤ板）を製造する事業所をいう。

ベニヤ合板を製造する事業所は小分類222〔2222〕に、菓子および果物かご，木箱を製造する事業所は小分類223〔2233〕に分類される。一貫作業によりベニヤ合板，単板（ベニヤ板）製品を製造するため，単板

中分類22—木材，木製品製造業（家具を除く）

（ベニヤ板）をつくる事業所は本分類に含まれない。

○単板（ベニヤ板）製造業

×ベニヤ合板製造業〔2222〕；木箱製造業〔2233〕

2213 屋根板製造業

主として屋根板を製造する事業所をいう。

○屋根板製造業；木舞製造業；屋根まさ製造業

2214 経木，同製品製造業（折箱，マッチ箱を除く）

主として経木を製造する事業所をいう。

おもな製品は，経木，経木箱仕組材，菓子，弁当，菜物，その他の食物を入れる箱用および包装用，詰物用の経木などである。

○経木製造業；経木箱仕組材製造業；経木マット製造業；経木さなだ製造業；経木モール製造業

×経木折箱製造業〔2232〕；マッチ箱製造業〔3986〕

2215 木毛製造業

主として詰物用木毛を製造する事業所をいう。

○エキセルシャー製造業；木綿製造業

2216 たる，おけ材製造業

主としてたる，おけ材を製造する事業所をいう。鏡板，木せんおよびたがを製造する事業所も本分類に含まれる。

主としてコルクせんを製造する事業所は中分類39〔3985〕に分類される。

○たる材製造業；おけ材製造業；木せん（木栓）製造業；たが製造業；たる丸製造業

×コルクせん製造業〔3985〕；たる，おけ製造業〔223〕

2217 床板製造業

主として床板を製造する事業所をいう。

○床板製造業

中分類22—木材，木製品製造業（家具を除く）

2218 木材チップ製造業

主として木材チップを製造する事業所をいう。

○木材チップ製造業

2219 他に分類されない特殊製材業

他に分類されない特殊な製材品または木製品を製造する事業所をいう。

なお、竹および枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

○げた材製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業；竹ひご製造業；さらし竹製造業；成形竹製造業；竹，とう，きりゅう，枝づる加工基礎資材製造業

×鉛筆軸製造業 [3943]

222 造作材，合板，建築用組立材料製造業

2221 造作材製造業（建具を除く）

購入した材料で、主としてサッシ、窓、戸のわく、羽目板、入口、階段など造作材を製造する事業所をいう。

タンクやバット用材を製造する事業所も本分類に含まれるが、標準材や面取り材を製造する事業所は小分類221 [2211] に分類される。

○サッシ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業（木製のもの）；タンク用木材製造業（購入材料によるもの）；バット用木材製造業（購入材料によるもの）；造作材製造業

2222 合板製造業

主として自家製、または購入した単板（ベニヤ板）からベニヤ合板を製造する事業所をいう。

特殊合板を製造する事業所も本分類に含まれる。

○合板製造業；ベニヤ合板製造業；ベニヤパネル製造業；強化木製造業；竹合板製造業；集成材製造業；積層材製造業；化粧ばり合板製造業

×単板（ベニヤ板）製造業 [2212]；パーティクルボード製造業 [2224]；プラスチック製化粧板製造業 [3961]

中分類22—木材，木製品製造業（家具を除く）

2223 建築用木製組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○木製組立建築材料製造業

2224 パーティクルボード製造業

主としてパーティクルボード（削片板）を製造する事業所をいう。

○パーティクルボード製造業

223 木製容器製造業

2231 竹，とう，きりゅう等容器製造業

主として竹，とう，きりゅう，単板（ベニヤ板）などから洗たくかご，衣類かご，バスケット，果物野菜かご，卓上かご，その他の類似製品および輸送用容器を製造する事業所をいう。

主として竹，とう，きりゅうの家具を製造する事業所は中分類23〔2311〕に分類される。

○竹製容器製造業；竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；かご製造業；ざる製造業；こうり（行李）製造業；とう（籐）製品製造業〔とう（籐）製容器の製造を主とするもの〕；きりゅう（杞柳）製品製造業〔きりゅう（杞柳）製容器の製造を主とするもの〕；ベニヤかご製造業
×びく製造業〔3934〕

2232 折箱製造業

主として経木もしくは板物を材料として食物，菓子，詰物の折箱を製造する事業所をいう。

○折箱製造業；経木折箱製造業；ささ折箱製造業；すぎ折（杉折）箱製造業

2233 木箱製造業（折箱を除く）

主として各種の木箱（くぎ付け，または針金巻，あるいは接着剤で接着したもの）を製造する事業所をいう。輸送用木製ドラム，通かん（通函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，主として経木箱を製造する事業所は細分類〔2232〕に分類される。

○製かん（製函）業（購入板によるもの）；木箱製造業（購入板によるもの）；ベ

中分類22—木材，木製品製造業（家具を除く）

ニヤ箱製造業；輸送用木製ドラム製造業；包装木箱製造業；工具木箱製造業；取
わく，巻わく製造業
×経木折箱製造業〔2232〕

2234 和たる製造業

主として和たるを製造する事業所をいう。

おもな製品は，酒たる，しょう油たる，味そたる，つけ物たるなどの
和たるである。

主として和たる用材を製造する事業所は小分類 221〔2216〕に分類さ
れる。

○和たる製造業；たる製造業（和たるの製造を主とするもの）；酒たる製造業；
味そたる製造業；しょう油たる製造業

×和たる用材製造業〔2216〕

2235 洋たる製造業

主として洋たるを製造する事業所をいう。

おもな製品は，ビールたる，薬品たる，くぎたるなどの洋たるである。

主として洋たる用材を製造する事業所は小分類 221〔2216〕に分類さ
れる。

○洋たる製造業；ビールたる製造業；くぎたる製造業；薬品たる製造業

×洋たる材製造業〔2216〕

2236 おけ製造業

主としておけを製造する事業所をいう。

おもな製品は，醸造用おけ，水おけ，たらい，ふるおけなどである。

主としておけ用材を製造する事業所は小分類 221〔2216〕に分類され
る。

○おけ製造業；水おけ製造業；化学おけ製造業；肥料おけ製造業；たらい製造
業；ふるおけ製造業；飯びつ製造業（木製おけ形のもの）；醸造おけ製造業

×おけ用材製造業〔2216〕

224 木製はきもの製造業

2241 木製はきもの製造業

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

主としてげた類、木製サンダル台および完成品を製造する事業所をいう。木製はきもの塗装をおこなう事業所も本分類に含まれる。

主として木製はきもの台木のいぶし、あるいは乾燥をおこなう事業所は小分類229〔2291〕に分類される。

○木製はきもの製造業； げた台製造業； 塗りげた製造業； 木製サンダル製造業； 木製はきもの塗装業

229

その他の木製品製造業

2291 木材薬品処理業

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理をおこなう事業所をいう。

主として木材の乾燥をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○木材防腐処理業； 木材注薬業； 木材耐火処理業； 木材乾燥業（天日乾燥を含む）
まくら薬品処理業； 電柱薬品処理業

2292 くつ型等製造業

主として材料のいかんを問わず、くつ型、くつしん（靴芯）を製造する事業所をいう。

○くつ型製造業（金属製、プラスチック製を含む）； くつしん製造業

2293 曲輪、曲物製造業

主として曲輪、曲物を製造する事業所をいう。

おもな製品は、ふるい、せいろ、ひつ（櫃）などの曲輪および曲物である。

○曲輪製造業； 曲物製造業； ふるい製造業（曲輪が木製のもの）； せいろ製造業； ひつ（櫃）製造業

2299 他に分類されない木、竹、とう、きりゅう等製品製造業

主として他に分類されない木製品の製造および曲木製品、種々の型物を製造する事業所およびとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、くり物、曲木、組木、木型、道具の柄、とう製台所用

中分類22—木材，木製品製造業（家具を除く）

品などである。

主として木，竹，とうづる，きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類23〔2311〕に分類される。

○彫刻物製造業（木製のもの）； 旗ざお製造業（木および竹製のもの）； 柄製造業〔とう（籐）竹製のもの〕； かい（櫛）製造業； 洗たく板製造業； 寄木細工製造業； つまようじ製造業； 木型製造業（くつ型を除く）； くり物製造業； 漆器索地製造業（木製くり物）； 竹製敷物製造業； とう（籐）製敷物製造業； はし（箸）製造業（木，竹製のもので漆器を除く）； 割ばし製造業； 竹ばし製造業； 木ばし製造業； 茶せん製造業； ふるい製造業（曲物以外のもの）； 米びつ製造業； 重箱製造業（漆器製を除く）； 木管製造業（紡績用を除く）； 洋服掛製造業； 木製品塗装業（木製はきものおよび鉛筆軸を除く）； みがき丸太製造業

×マッチ軸木製造業〔3986〕； はし（箸）（漆器製のもの）製造業〔3971〕； ふるい製造業（曲輪製のもの）〔2293〕； ます（栴）製造業〔3712〕； 物差し製造業〔3711〕； そろばん製造業〔3949〕； 木管製造業（紡績用のもの）〔3454〕； 重箱（漆器製のもの）製造業〔3971〕